

## 第十八編 人口問題

### 第一 人口靜態(大正七年度)

我國に於ける人口靜態統計の最も正確なもののは之を大正九年十月一日に行はれた第一回國勢調査の結果に俟たなければならぬが其の結果は一部分しか發表されて居ないから先づ大正七年に行はれた第五回靜態調査により大正七年現人口から述べる事とする。

調査の時	現住人口	前期より本期に至る各五年間に於ける増加實數	前期より本期に至る毎年平均增加歩合(人口一〇〇〇に付)
明治三十一年末	四、四〇三、〇四	一一、二七〇	二・九五、〇四
同 三十六年末	四、五四三、七三	一一、二六〇	二・九五、〇三
同 四十一年末	五、七四二、四六	一一、二五〇	二・九五、〇二
大正二年末	五、一三一、三七〇	一一、二四〇	二・九五、〇一
大正七年末	五、〇八七、二七〇	一一、二三〇	二・九五、〇〇

ある。

東京府	三、七二九、三三五
兵庫縣	二、三三、〇三三
福岡縣	二、一四〇、〇七七
長崎縣	二、一二三、五五六

(ロ) 人口の道府縣別  
大正七年末現住人口を道府縣別にし、其の多少によつて順位をあげると左の如くで

新潟縣	一、九二六、〇七七
静岡縣	一、五九一、七七三
愛媛縣	一、四三三、九一七
千葉縣	一、三五五、七四六
福島縣	一、三五八、六〇九
神奈川縣	一、三三三、〇六六
岡山縣	一、二八五、五九〇
愛媛縣	一、二三六、〇九九
三重縣	一、二四、六九一
山口縣	一、一九九、〇四八
山形縣	一、一九七、〇五三
宮城縣	一、一九四、五五三
巖手縣	一、一九三、五三三
石川縣	一、一九三、八三三
和歌山縣	一、一九二、九五三
島根縣	一、一九一、九五三
高知縣	一、一九〇、九五三
佐賀縣	一、一九〇、九五三
福井縣	一、一九〇、九五三
奈良縣	一、一九〇、九五三
鳥取縣	一、一九〇、九五三
北海道	一、一九〇、九五三
大阪府	一、一九〇、九五三
大阪府	一、一九〇、九五三
宮崎縣	一、一九〇、九五三
長崎縣	一、一九〇、九五三
東京府	一、一九〇、九五三
福岡縣	一、一九〇、九五三
沖繩縣	一、一九〇、九五三
兵庫縣	一、一九〇、九五三

大正一年末に於ける調査と大正七年末調査による道府縣人口増加並に減少歩合を示せば左の如くである

人口千に就き增加歩合

北海道	一・九八
大阪府	一・九七
大阪府	一・九七
宮崎縣	一・九七
長崎縣	一・九七
東京府	一・九六
福岡縣	一・九五
沖繩縣	一・九五
兵庫縣	一・九五

年	次	一方里に付現住人口		各期間に於ける一方里に付現住人口増加數
		一方里	各期間に於ける一方里に付現住人口	
明治三十一年末	二・四・一	八三	八三	一、四二二、二五三、女一、五三三、七五四を
同 三十六年末	一〇・七	元六	元六	增加して居る。即ち大正二年末に對し男四、
大正二年末	一・九	二・六	二・六	八五%女五・三三%を增加して居る割合で
同 四十一年末	一・九	元六	元六	ある。而して男の女に超過せる實數は五八
大正二年末	一・九	二・八	二・八	〇、〇五七であつて男女の權衡は現住人口
大正七年末	一・九	三三	三三	女百に付男一〇二・〇二の割合である。今此
大正七年末	一・九	三三	三三	總數百中、男は五〇・五〇、女は四九・五〇、
大正七年末	一・九	三三	三三	滋賀縣等の關係に就き明治三十一年以來の消長を
大正七年末	一・九	三三	三三	列記すると左の通りである。
(ニ) 人口の男女別				一、五、三三三、六六七、女一八、七五三、六一
大正七年末現住人口の男女別を見るに男				○、〇五七であつて男女の權衡は現住人口
島根縣	一・九	三三	三三	女百に付男一〇二・〇二の割合である。今此
佐賀縣	一・九	三三	三三	總數百中、男は五〇・五〇、女は四九・五〇、
千葉縣	一・九	三三	三三	滋賀縣等の關係に就き明治三十一年以來の消長を
石川縣	一・九	三三	三三	列記すると左の通りである。
調査の年		現 住 人 口		一、五、三三三、六六七、女一八、七五三、六一
	總 數	男		○、〇五七であつて男女の權衡は現住人口
明治三十一年末	四・六	三・〇一、九五	三・〇一、九五	女百に付男一〇二・〇二の割合である。今此
同 三十六年末	四・六	三・九一、〇六	三・九一、〇六	總數百中、男は五〇・五〇、女は四九・五〇、
同 四十一年末	四・六	三・八七、三一	三・八七、三一	滋賀縣等の關係に就き明治三十一年以來の消長を
大正二年末	四・六	三・七九、八五	三・七九、八五	列記すると左の通りである。
大正七年末	四・六	三・七九、八五	三・七九、八五	一、五、三三三、六六七、女一八、七五三、六一
(ホ) 人口の年齢別				○、〇五七であつて男女の權衡は現住人口
我邦道府縣の總面積は二四、七九四方里				女百に付男一〇二・〇二の割合である。今此
餘であつてこれに現住する大正七年末人				總數百中、男は五〇・五〇、女は四九・五〇、
口は五八、〇八七、一七七であるから一方				滋賀縣等の關係に就き明治三十一年以來の消長を
里に付き人口の密度は二三四三人であ				列記すると左の通りである。
る。				一、五、三三三、六六七、女一八、七五三、六一
人口の年齢別は大正七年の第五回靜態調	年 齡	人 口	年 齡	一、五、三三三、六六七、女一八、七五三、六一
査によらざるを得ないが同年末に於ける人	千 中	人 口	千 中	一、五、三三三、六六七、女一八、七五三、六一
口の年齢別は何等特異なるものがない。即	人 口	年 齡	人 口	一、五、三三三、六六七、女一八、七五三、六一
年 齡	千 中	年 齡	千 中	一、五、三三三、六六七、女一八、七五三、六一

今此の年齢別を〇—十五歳、十五—六十歳、六十歳以上の三階級即ち幼年者、生産的年齢階級、生活能力薄弱者の三者に分ち更に此の三者の累計比較を見ると左の如くである(千分比)

もの二、六七四件あり、此の内地婚姻數を  
同年末現在人口二〇〇〇に  
付八・五八に當り前年より低き事○・四一で  
ある。

在する者の婚姻總數は七三、八〇三件である。之を同年末現住人口に比すれば一、〇〇に付七・〇七で前年より低きこと〇・七である。之を全國の率八・五八に比すれば

本邦婚姻率の趨勢は明治四十一年の九・三五を最高とし爾來逐年低下しがれども大正三年一時上昇し、四年五年には相次で降つたが大正六年に至つて再び上昇し、大正七年には前記明治四十一年に亞ぐの高率を示した。大正八年は稍々下降しがれども例年（大正三年乃至同七年の平均）の八・二九に比し猶高率を示した。

大正八年の婚姻率を大凡同時代に於ける諸外國の婚姻率と比較すれば我國より高き

## 第二 人口動態

### (大正八年) (國勢院調査)

## 第二 人口動態

(大正八年) 國勢院調査

(イ) 婚姻　婚姻總數は四八二、八一〇件であつて前年に比し二〇、四七六件を減じた。之を婚姻の現在地に依りて分てば内地に於ける婚姻數は四八〇、一三六件であつて朝

鮮、臺灣、樺太、關東州及外國に行はれたる

**市區** 大正七年末現在の市區及人口五萬以上の町以下皆同じに姫家の現

下し四十年には一四一〇となり更に四十

(口)離婚　離婚總數は五七、一一九件であつて前年に比し三八八件を増した。之を婚姻家の現在地に依り分てば内地に於ける離婚數は五六、八二二件で朝鮮、臺灣、樺太、關東州及外國にて行はれたもの三一七件あり。此の内地離婚數を同年末現住人口に比すれば人口、〇・〇二一で前年二・〇一である。

率である。又婚姻一、〇〇〇に對する割合  
は一一八・三で前年より高き事五・五である  
本邦の離婚率は嘗ては人口一、〇〇〇に  
付三以上の中率を示したが漸次其の率低下  
し大正六年には一となり八年は殆んご之と  
同率である。又婚姻一、〇〇〇に對する離  
婚の割合に依り之を觀るとときは明治三十二  
年の二二三・八を最高とし爾來減少を續け

三十九年の一八五・三を境とし更に頓に低下し四十年には一四一・〇となり更に四十

一年には一三〇・六に減じ爾來概して此の割合を以て大正五年に至り六年以來更に減少して今日に及んだ

諸外國に於ける最近の婚姻比例に就て之を見るに獨逸は二一・六 佛蘭西は一九・二 英古蘭威爾斯は一・六であつて何れも我國より遙かに低い

市區に婚家の現在する離婚總數は九一九五である。之を同年末市區現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付〇・八八に當り前年と同率である。又婚姻一、〇〇〇に對する割合は一二四・六であつて前年より高い事一・〇である。之を全國の割合と比較すれば人口に對する割合は市區に於て低いが婚姻に對する割合は却て市區に於て高い。

(ハ)出生 出生總數は一、八一一、八一六人で内男九二七、五九六人 女八八四、二二〇人である。之を前年に比すれば男三、二七六人 女八三八九人を減少した。更に之を現在地に依り分てば内地に於ける出生は一、七七八、六八五人で内男九一〇、四〇〇人 女八六八、二八五人 朝鮮、臺灣、樺太

關東州及外國に於ける出生は三三、一三一で内男一七、一九六人 女一五、九三五人である。内地に於ける出生を同年末現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付三一・六二に當り前年より低き事〇・五七である。

男女の割合は女一〇〇に付男一〇四・九に當り前年より男の割合が〇・六高い

本邦の出生率は明治初年以來年に依り多少の高低はあつたとは云へ漸次上昇し明治四十四年には三四・一九に昇騰したが爾來年々下降して今日に及んだ。

我國出生率を諸外國の出生率と比較すれば西班牙は三〇・〇 和蘭は二五・三 丁抹は二二・七 蘇格蘭は二二・七 愛耳蘭は二〇・

五 英克蘭威爾斯は一九・一 伊太利は一九・〇 獨逸は一三・九 佛蘭西は一二・二 で何れも我國より遙に低い。

市區に於ける出生は二五五、一六六人で

内男一三〇、五九九 女一二四、五六七人である。之を同年末市區現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付二四・四に當り前年より

に比すれば低きこと實に七・一八である。人で内男一七、一九六人 女一五、九三五人 男女の割合は女一〇〇に付男一〇四・八で前年より男の割合低き事〇・三、内地總數の割合に比し男の割合〇・一低い。

(ニ)死產 内地に於ける死產總數は一三二、九人 内男七一、六一八人 女六〇、九一八男女不詳三九三であつて、前年より總數に於て九、五六八人を減じた。之を同年末現住人口に比すれば人口一、〇〇〇に付一・三六で前年より〇・二〇底い。

本邦の死產率は嘗て頗る高く三以上の率を示したが明治四十二年より徐々に低下し、大正元年以來は三以下に降つて今日に及んだ。

我國死產率を諸外國の死產率に比すれば伊太利は〇・八 丁抹は〇・六 獨逸は〇・五佛蘭西は〇・五等であつて何れも我國より遙に低い。

市區に於ける死產總數は一八、九五三人 内男一〇、四〇二人 女八、四六五人 不詳八六人 であつて前年より總數に於て三五三人を減じた。之を同年末市區現住人口に比すれ

ば人口一、〇〇〇に付一・八一に當り全國の

率より〇・五五低い。

(ホ) 死亡總數は一、三〇四、〇五四人で

内男六六二、一二四人 女六四一、八三〇人で

ある、之を前年に比すれば其の減少實に

二〇九、六三三人で内男一〇三、二七六

女一〇六、三五七人である。之を現住地に

依り分てば内地の死亡者總數は一、一八一、

九六五人 内男六四八、九八四人、女六三

二、九八一であつて朝鮮、臺灣、樺太、關

東州及外國に於ける死亡總數は二二、〇八

九人 内男一三、二四人 女八、八四九人

である。各内地に於ける死亡數を同年末現

住人口總數及各性人口に比すれば人口一、

〇〇〇に付二二・七九 男二二・九六 女二

二・六二に當り前年に比し四・〇四 男三・九

六 女四・一一を減じた。内地死亡者に就き

男女の權衡を見るに女一〇〇に付男一〇

二・五に當り前年より男の割合高き事〇・

七であつて出生の割合に比し男の低き事

二・四である。

くであるが仔細に觀察すれば急性傳染病の流行せる明治二十年頃に屢々高率を現はしたる事あるを例外として概して低下の傾向を示したが近年に至り乳兒死亡の增加及青年幼年の死亡增加に依りて漸次其の率を高めつゝある。而して大正七年の流行性感冒に依る特別の高率を例外とするも大正八年は前々年に比し尙高率を示し死亡率漸増の状歴然たるものがある。

我國死亡率を諸外國死亡率と比較すれば佛蘭西は一八・七 伊太利は一八・七 獨逸は一八・四 愛耳蘭は一八・〇 白耳義は一七・四 和蘭は一・七四 蘇格蘭は一五・四 英古蘭威爾斯は一四・〇 丁抹は一三・一で何れも我國より低い。

市區に於ける死亡總數は二二八、八三三 低あるも漸次上昇し大正二年には一三・八 六 女四・一一を減じた。内地死亡者に就き人 内男一一、八四七人 女一〇六、九〇に昇騰したが爾後年々低下し大正七年の男女の權衡を見るに女一〇〇に付男一〇八六人である。之を同年末市區現住人口に著しき低下は之を例外としても大正八年は二・五に當り前年より男の割合高き事〇・三・四六を増し既往の最高率に比すれば四・前々年に比し猶低率を示した。

本邦の自然增加率は明治初年以來一高一低あるも漸次上昇し大正二年には一三・八〇に昇騰したが爾後年々低下し大正七年の著しき低下は之を例外としても大正八年は一三・五に當り前年より男の割合高き事〇・三・四六を増し既往の最高率に比すれば四・前々年に比し猶低率を示した。

我國自然增加率を諸外國の自然增加率と比較すれば我國より高きは丁抹の九・六で

四五 女一・一八低い。又全國に於ては男の死亡率女より高かつたが市區に於ては女は男より高い。

(ヘ) 自然增加 大正八年に於ける内地の出生及死亡は以上の如き狀態であつて出生の死亡に超過する事總數四九六、七二〇人

内男二六一、四一六人 女二三五、三〇四人である。之を同年末現住人口に比すると人口一、〇〇〇に付八・八三に當り前年より三・四六を増し既往の最高率に比すれば四・九七低い。

本邦の自然增加率は明治初年以來一高一低あるも漸次上昇し大正二年には一三・八〇に昇騰したが爾後年々低下し大正七年の著しき低下は之を例外としても大正八年は一三・五に當り前年より男の割合高き事〇・三・四六を増し既往の最高率に比すれば四・前々年に比し猶低率を示した。

我國自然增加率を諸外國の自然增加率と比較すれば我國より高きは丁抹の九・六で

し三・一八 男三・三五 女三・二二低い。之を全國の同率と比較すれば一・八三 男二・和蘭の七・七 蘇格蘭の六・四 佛蘭西の五・

五英ク蘭威爾期の五一は何れも我國より  
低い。

道府縣及人口十萬以上の市區に於ける婚姻、離婚、出生、死産及死亡を擧ぐれば次の如くである。

東總道 北沖鹿宮熊佐大福高愛香德和山廣岡島烏富石福秋  
京縣 海繩<sub>兒島</sub>崎本賀分岡知媛川島<sub>歇山</sub>口島山根取山川井田  
府數府比 道縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣

鳥富石福秋山青巖福宮長岐滋山靜愛三奈朽茨千群埼新長兵神大京  
取山川井田形森手島城野阜賀梨岡知重眞木城葉馬玉鴻崎庫奈阪都  
川  
縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣府莊

人  
口  
問  
題

東大神京神京阪戶都屋古屋濱崎時光館  
市市市市市市市市市市

北沖鹿宮熊佐大福高愛香德和山廣岡島  
海繩兒<sub>島</sub>崎本賀分岡知媛川島<sub>歌山</sub>口島山根  
道縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣縣

婚姻

離婚一、九三一、九三五、四四七、七三五、三三六、七八五、五五

出生五七、七一五  
二九、二八九  
三、八六九  
一五、〇九五  
三、八九六  
一〇、九四八  
三、五六  
二、七三九  
四、四八四  
三、三五三

三一五  
三二六  
三〇三  
三一六  
三九四  
三六一  
三〇四  
三六九  
三五〇  
三四四  
三〇六  
三元三  
三八八  
三元三  
三八八  
三一八  
三八八

死產三九四八二一、二三六一、二四七四八五二三七三九五三三

二〇一〇一〇二一三一四五二六三一九一四

死 亡  
四九、一八六  
二八、七一九  
一二、九二三  
一三、四三七  
九、〇六一  
八、九七一  
二、六〇〇  
三、五七四  
三、四三九  
二、五五九

三〇一七·三一七·四一九·四三三·二六三·二〇三·二七三·五〇二·八一九·七三·五三·三〇

# 第三回 國勢調查

我が邦に於て國勢調査の必要を始めて提唱したのは法學博士杉亨一氏であつた。氏は明治二年靜岡縣に始めて之を實行し、明治十二年には政府の命を奉じて山梨縣に之を實行したが未だ全國的に之を行ふに至らなかつた、然るに明治三十五年政友會は國勢調査の法律案を議會に提出し幸に兩院を通過して「國勢調査に關する法律」となり明治三十八年に實行さるゝ事となつたが日露戰爭のため中止の止むなきに至つた。國勢調査の實行は其の後も絶えず識者の渴望の

的となりつゝも未だ行はれなかつたが世界の大戦に伴ふ我が邦社會組織の進展と歐洲諸國が其の國勢調査に立脚する諸種の戰時社會政策とは我が邦上下の人心を刺戟し大正六年遂に帝國議會は國勢調査に關する經費の支出を可決した。次いで大正七年九月「國勢調査施行令」、大正八年「第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律」、「國勢調査施行細則」の公布となり、一方大正七年五月の臨時國勢調査局の設置、大正九年七月全國約二十六萬人の國勢調査員の任命となつた。

かくて調査方法の研究、各種の準備が行はれ愈大正九年十月一日午前零時に於ける我が邦版圖内に現住する人々に關して調査が實施されたのである。調査事項は一、氏名二、世帯に於ける地位三、男女別四、出生の年月日五、配偶の關係六、職業及職業上の地位七、出生地八、民籍別又は國籍別の八項であつた。

右調査の結果の一部たる世帯及び人口は大正九年十二月十六日國勢調査速報として發表された。

一·六	二·八	三·二	四·三	五·三	六·三	七·三	八·三
一·七	二·九	三·三	四·一	五·一	六·一	七·一	八·一
一·八	二·十	三·四	四·二	五·二	六·二	七·二	八·二
一·九	二·一	三·五	四·三	五·三	六·三	七·三	八·三
一·十	二·二	三·六	四·四	五·四	六·四	七·四	八·四
一·一	二·三	三·七	四·五	五·五	六·五	七·五	八·五
一·二	二·四	三·八	四·六	五·六	六·六	七·六	八·六
一·三	二·五	三·九	四·七	五·七	六·七	七·七	八·七
一·四	二·六	三·十	四·八	五·八	六·八	七·八	八·八
一·五	二·七	三·一	四·九	五·九	六·九	七·九	八·九
一·六	二·八	三·二	四·一	五·一	六·一	七·一	八·一

帝國版圖內世帶人口

(大正九年十月一日現在)

# 國勢調查

世 帶	總 數	男	女
全版圖	一五、三三三、二五	七七、〇〇五、五一〇	三八、九三三、四五七
內 地	二、三三、〇五三	五五、九六一、一四〇	六八、〇四二、九九五
臺 灣	六九〇、七〇〇	三、六五四、三九八	二七〇、九一八、一四五
樺 太	三三、〇八七	一〇五、七六五	一、八九四、一四一
朝 鮮	三、二九七、二八五	二七、二八四、二〇七	八、九三三、〇七〇
備 考	八、三六一、二四七	八、三六一、二四七	八、三六一、二四七
結果	を採れり。		

口  
府縣別世帶及人口

(大正九年十月一日現在) 國勢調査

県	世帯		人口
	男	女	
茨城縣	二、三一、三〇九	一、三六、三〇九	五〇五・〇
千葉縣	二、三九、三一八	一、三五、三〇九	五・〇
群馬縣	一、九六、七〇三	一、九六、七〇三	五・〇
埼玉縣	二、三九、五六一	一、三九、五四一	五・〇
新潟縣	一、七六、四五五	一、七六、四五五	五・〇
長崎縣	一、三三、七二一	一、三三、七二一	五・〇
兵庫縣	一、一七五、五四一	一、一七五、五四一	五・〇
神奈川縣	一、三四、八三一	一、三四、八三一	五・〇
京都府	一、九五、九六一	一、九五、九六一	五・〇
東京府	一、九五、九六一	一、九五、九六一	五・〇
大阪府	一、九五、九六一	一、九五、九六一	五・〇
神奈川縣	一、七六、三五〇	一、七六、三五〇	五・〇
兵庫縣	一、三六、三三〇	一、三六、三三〇	五・〇
長崎縣	一、三六、三一〇	一、三六、三一〇	五・〇
新潟縣	一、三六、二九〇	一、三六、二九〇	五・〇
埼玉縣	一、三九、五六一	一、三九、五六一	五・〇
群馬縣	一、九六、七〇三	一、九六、七〇三	五・〇
千葉縣	一、九六、七〇三	一、九六、七〇三	五・〇
茨城縣	一、九六、七〇三	一、九六、七〇三	五・〇

福井縣 奈良縣 三重縣 奈良縣 三重縣  
山梨縣 靜岡縣 滋賀縣 山梨縣 靜岡縣  
長野縣 福島縣 宮城縣 岐阜縣 滋賀縣  
岐阜縣 福島縣 宮城縣 長野縣 靜岡縣  
青森縣 山形縣 岩手縣 青森縣 山形縣  
秋田縣 石川縣 富山縣 福井縣 青森縣  
鳥取縣 島根縣 岡山縣 岡山縣 鳥取縣  
廣島縣 山口縣 岡山縣 岡山縣 廣島縣  
香川縣 德島縣 高知縣 香川縣 德島縣  
愛媛縣 和歌山縣 高知縣 愛媛縣 和歌山縣  
福岡縣 鹿兒島縣 大分縣 熊本縣 熊本縣  
高知縣 香川縣 德島縣 高知縣 香川縣  
奈良縣 三重縣 奈良縣 三重縣 奈良縣

大分縣	二七、八八五	六〇、三三	四三、六九三	四七、六三三	七四九
佐賀縣	二六、八四一	六七三、八六	三九、九六一	三四三、九一七	九六五二
熊本縣	二六、七〇三	一、二三三、二九九	六〇三、三三三	六〇、八三七	九五二
宮崎縣	二三、二五五	一、四一五、五八六	三六、六三三	三四、四八三	一〇九
鹿兒島縣	元九、四〇九	五七、五五五	六六二、一九九	二一、四九九	一〇五
沖繩縣	一元、七九九	二、三九九、九七	二七、八三三	二七、八三九	一〇三
北海道	四九、七三三	一、二四、三五五	二五六、七三九	二五、七三九	四六

#### 八 人口十萬一人以上の市區の世帯及人口

(大正九年十月一日現在) 國勢調査

世 带	人			
	總 數	男	女	
東京市	四六、八〇二、二七三、一三一、一、二七二、一八〇、二〇〇一、九六三	二七	四八	女百 に付 平均人 口
大阪市	二六、三一一、二五三、九三一	六三、六六	五九、三三	一六
				四五

#### 第四 産兒制限問題

人爲的に産兒を制限せんとする主張即ち

所謂新マルサス主義は歐米では夙に唱へら

れた所であつて、殊に最近アメリカではサ

ンガーフ夫人一派が盛んに其の宣傳に努めつ

つあるのであるが我が國でも昨年頃から之

に賛成したのは三角錫子、安部磯雄、富士

川游等の人々で、人口の減少は國家の發展

を妨げる、産兒制限は風俗を壊亂する等の理由で之に反対したのは吉田熊次、生江孝

之の諸氏であり、移民問題、勞働問題、優

生學、結婚問題、婦人の解放等は産兒の制

限によりて解決さるゝものでなく其の解決

策は皆之を他の方面に求むべとして之に反

つゝある今日、唯残れるは後的方法のみな

た。一家負擔の減少、一國人口の過剩防止

も新聞に雜誌に相變らず此の問題は論議

事(二)婦人の地位甚だ低く、其の時間の大

静枝氏は我が日本にはバースコントロール

の特に必要なる理由が三つある。(一)人口

稠密にして富源に乏しい日本では移民か人

口を減少せしむるか何れかの方法を探らな

ければならないが移民が到る處排斥せられ

る事(二)甚だ低き日本の生活程度を高める

方法としてバースコントロールの必要な

部は育兒其の他の家事一般に用ひられつゝ

ある日本では婦人解放のためバースコントロールが必要なる事即ち是れである」と述べ更に山川菊榮氏は「マルサスの人口論の誤れる事は既にベーベル、クロボトキン等によりて證明せられたけれども、現在の資本主義的經濟制度の下に於ては無產階級の男女にとり結婚を拒否せず然も自身餓死を遁れると同時に未來の種族をも飢寒に死なしめぬ唯一の手段が產兒調節にある事の少くない。又經濟上の必要はさほどでなくとも家族の増加による精神的肉體的の負擔を欲しないため之を避ける場合も、今日の如き何等の公共的育兒機關もなく、育兒以外に婦人の活動を殆んど許さない社會に於ては亦是認さるべきである。又資本主義の非人道的な搾取と壓制とに對する抗議としての出產ストライキ、此の動機による產兒制限亦是認さるべきである。又如何なる社會に於ても男女を通じて親となるべきや否やを決定する權利、並びに親となるべき時機を選択する權利は失はれる筈がない、從つて之を婦人の方より見たる母性に對する

選擇權は戀愛の自由と共に婦人解放の要素であるから此の自主的母性の條件としての產兒制限は意義のあるものである」と論じた。此の外尙多くの論議を見たけれども要するに昨年來盛んに行はれた產兒制限問題に關する論議も多くは何等確實なる我が國の統計的數字的根據に立てるものではなく朝に一の新思想を迎へて夕に更に他の新思想に走らんとする我が國人の性癖の反影たるに過ぎなかつた様である。然し乍ら我が國近代の社會制度の變遷、經濟組織の推移と現代人の享樂主義とは此のバースコントロールの問題を漸く一般社會意識に上らしめつゝあるからそはやがて一の重大なる問題たらすんば止まないであらう。